

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2005. 4 No.62

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



改正法施行の動向

司法書士 丹羽正夫

一 はじめに
相変わらず、非常に多くの法改正がなされ
ています。そこで、最近の民法関連に絞っ
て、改正動向を概観してみたいと思います。

二 民法関連の改正

(1) 民法（本年四月一日施行）

- ・総則、物権、債権編の現代語化
- ・貸金等債務に関する根保証の要件創設
- ・個人保証……極度額、元本確定期日五年以
内。法定元本確定事由の定め（求償債務の
根保証にも適用）
- ・書面によらない保証契約無効

(2) 動産・債権譲渡の登記（昨年一二月一 日成立）

- ・法人が担保のため行い動産譲渡の登記
- ・第三債務者不特定の将来債権譲渡の登記
- ・法人登記簿への記載から譲渡登記事項フ
ォイルへの記載に変更

(3) 不動産登記法（本年三月七日施行）

- ・当事者出頭主義の廃止……オンライン申請
の導入（一部指定庁で開始）、書面申請は維
持、完了書類の受領は出頭必要
 - ・登記済証（権利証）制度の廃止……登記識
別情報制度の導入（十二桁の英数字号交付）
- ※右改正適用は、オンライン指定庁のみ。

- ・保証書制度廃止……事前通知および司法書
士等による本人確認情報提供制度の導入。
- ・登記原因証書（売渡証書、抵当権設定契約
書等）がないときの申請書副本制度の廃止
……登記原因証明情報提供制度の導入、別
途の情報を作成、当事者署名押印し提出。
- ・印鑑証明書の原本返付は廃止、資格証明書
等の窓口での即時還付廃止。

(4) 民事・民事執行法（本年四月一日施行）

- ・オンライン申立の導入
- ・電磁的方法による管轄合意の許容
- ・少額訴訟の債権執行制度創設……簡易裁判
所でも債権執行可能とする。認定司法書士
による代理可能となる。
- ・最低売却価額制度の見直し……同価額を売
却基準額とみなし、これを二割以内の範囲
で下回る価額での買受申出を認める。
- ・養育費等の将来債務について、不履行の場
合に予め制裁金を支払うよう命じる間接強
制も認める。

(5) 破産法（本年一月一日施行）

- ・任意売却に伴う担保権消滅請求
- ・個人破産の自由財産拡大、免責申立擬制
- ・破産物件の賃借人の保護強化
- ・否認制度の整備……財産減少行為、債権者
間の平等を害する行為との否認要件区別。